



編集・印刷
 独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働一六五)

○厚生労働省告示第百六十五号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
 平成二十三年五月二十日
 別表に第22部として次のように加える。
 厚生労働大臣 細川 律夫

品名	追用補	規格	単位	薬価
(せ)				
セベラマー塩酸塩錠400mg「G」			400mg 1錠	39.00
セベラマー塩酸塩錠800mg「G」			800mg 1錠	57.30
(つ)				
ツインラインNF配合経腸用液		10mL (混合調製後の内用液として)		9.60
(め)				
㊦ メインテート錠0.625			0.625mg 1錠	26.60
(ら)				
ラコールNF配合経腸用液			10mL	9.10
品名	注	射	薬	価
			規格	単位
(は)				
ハーセプチン注射用60			60mg 1瓶 (溶解液付)	23,885
ハーセプチン注射用150			150mg 1瓶 (溶解液付)	56,003